○国土交通省告示第千二十二号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年八月三日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営東京臨海広域防災公園	ソフトバンク株式会社	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設
	ＫＤＤＩ株式会社	屋内無線基地局、通信ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	内閣府	災害備蓄用倉庫（コンテナ倉庫）

改正前

公園名	設ける者	占用物件
（略）		
国営東京臨海広域防災公園	ソフトバンク株式会社	公衆無線ＬＡＮアクセスサービス基地局、通信ケーブル及び電力ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）
	自衛隊	災害応急対策のための仮設の物件又は施設
	ＫＤＤＩ株式会社	屋内無線基地局、通信ケーブル（公園の管理又は利用の用に供するものに限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

官庁報告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第113回保健師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年８月３日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月12日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

4　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（令和９年３月12日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和９年３月12日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　保健師助産師看護師法第２条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑷　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

⑸　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。